

令和 6 年

大和市議会第 4 回定例会議案書



# 目 次

ページ

報告第 8 号	専決処分の承認について（令和 6 年度大和市一般会計補正予算 （第 5 号））	1
報告第 9 号	専決処分の承認について（令和 6 年度大和市一般会計補正予算 （第 6 号））	3
報告第 10 号	専決処分の承認について（令和 6 年度大和市一般会計補正予算 （第 7 号））	5
議案第 62 号	大和市事務分掌条例の一部を改正する条例について	7
議案第 63 号	大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 について	11
議案第 64 号	大和市屋内こども広場条例の一部を改正する条例について	15
議案第 65 号	大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について	17
議案第 66 号	工事請負契約の締結について	19
議案第 67 号	指定管理者の指定について	20
議案第 68 号	指定管理者の指定について	21
議案第 69 号	大和市総合計画基本構想の策定について （以下、議案第 80 号まで別冊のとおり。）	
議案第 70 号	市道路線の変更について	
議案第 71 号	市道路線の認定について	
議案第 72 号	市道路線の認定について	
議案第 73 号	市道路線の認定について	
議案第 74 号	市道路線の認定について	
議案第 75 号	市道路線の廃止について	
議案第 76 号	市道路線の認定について	
議案第 77 号	市道路線の認定について	
議案第 78 号	市道路線の認定について	
議案第 79 号	市道路線の認定について	
議案第 80 号	令和 6 年度大和市一般会計補正予算（第 8 号）	



報告第8号

専決処分の承認について（令和6年度大和市一般会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月26日提出

大和市長 古谷田 力



## 専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和6年度大和市一般会計補正予算（第5号）（別紙）

### 理由

衆議院の解散に伴う総選挙の執行に係る衆議院議員選挙管理執行事務経費及び職員手当を追加するため、予算を早急に補正する必要による。

令和6年9月30日

大和市長 古谷田 力

報告第9号

専決処分の承認について（令和6年度大和市一般会計補正予算（第6号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月26日提出

大和市長 古谷田 力



## 専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和6年度大和市一般会計補正予算（第6号）（別紙）

### 理由

損害賠償等請求事件について、判決により確定した損害賠償金の支払いに係る予算を早急に補正する必要による。

令和6年10月2日

大和市長 古谷田 力

報告第10号

専決処分の承認について（令和6年度大和市一般会計補正予算（第7号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月26日提出

大和市長 古谷田 力



## 専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和6年度大和市一般会計補正予算（第7号）（別紙）

### 理由

新型コロナウイルスワクチンに係る健康被害の救済に向けて、予防接種健康被害救済制度に基づく給付に係る予算を早急に補正する必要がある。

令和6年10月21日

大和市長 古谷田 力

議案第62号

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例について

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月26日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、行政組織を改正したい必要による。

## 大和市事務分掌条例の一部を改正する条例

大和市事務分掌条例（昭和42年大和市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 未来政策部

第1条第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 市民経済・にぎわい創出部

(5) 環境共生部

(6) 健幸・スポーツ部

第1条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) あんしん福祉部

第1条第9号を次のように改める。

(9) まちづくり部

第2条第1号イ中「及び広聴」を削り、同条第2号アからカまで以外の部分を次のように改める。

### 未来政策部

第2条第2号中カをキとし、オを削り、エをカとし、ウをオとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

### エ 広聴に関する事項

第2条第2号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

### ア 事務管理に関する事項

第2条第4号アからカまで以外の部分を次のように改める。

### 市民経済・にぎわい創出部

第2条第4号中エを削り、ウをエとし、イの次に次のように加える。

### ウ 男女共同参画及び国際化に関する事項

第2条第4号中カをキとし、オの次に次のように加える。

### カ 交通安全対策に関する事項

第2条第4号に次のように加える。

### ク 農政に関する事項

### ケ イベント及び観光に関する事項

第2条第5号アからカまで以外の部分を次のように改める。

## 環境共生部

第2条第5号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同条第6号アからウまで以外の部分を次のように改める。

## 健幸・スポーツ部

第2条第6号アを次のように改める。

ア 文化、芸術及び市史に関する事項

第2条第6号ウを次のように改める。

ウ 一般介護予防に関する事項

第2条第6号に次のように加える。

エ スポーツに関する事項

オ 生涯学習に関する事項

カ 市長の職務権限とされた教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項

第2条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

## (7) あんしん福祉部

ア 社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）

イ 介護保険に関する事項

ウ 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関する事項

第2条第9号アからクまで以外の部分を次のように改める。

## まちづくり部

第2条第9号クを削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「環境施設農政部」を「環境共生部」に、「街づくり施設部」を「まちづくり部」に改める。



議案第 63 号

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について  
大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 26 日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 18 条に規定する合議制の機関として大和市災害弔慰金等支給審査委員会を設置したい必要による。

## 大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大和市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第8条」を「一第8条」に、「～第11条」を「一第11条」に、「～第15条」を「一第15条」に、「第5章 雑則（第16条）」を「第5章 災害弔慰金等支給  
第6章 雑則（第17条）  
審査委員会（第16条）」に改める。

第5章を第6章とする。

第16条を第17条とする。

第4章の次に次の1章を加える。

### 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するため、大和市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例

第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第69号を第70号とし、第27号から第68号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 災害弔慰金等支給審査委員会の委員

第2条第1項中「第68号」を「第69号」に改め、同条第2項中「前条第69号」を「前条第70号」に改める。

別表中第69号を第70号とし、第27号から第68号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

27	災害弔慰金等支給審査委員会の委員	医師	日額	23,000
		弁護士	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900



議案第64号

大和市屋内こども広場条例の一部を改正する条例について

大和市屋内こども広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月26日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、げんきっこ広場の利用料金の改定等を行いたい必要による。

## 大和市屋内こども広場条例の一部を改正する条例

大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表げんきっこ広場、個人利用、こどもの項中「300円」を「900円」に改め、同表げんきっこ広場、個人利用、おとなの項中「400円」を「1,000円」に改める。

別表備考第1項第5号中「満3歳から」を削る。

別表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第65号

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月26日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大和市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員」の次に「(大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）第2条の規定により設置された大和市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターにおいて専らその職務に従事する職員（以下この項において「職員」という。）のそれぞれの勤務延時間数の合計を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項中「大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）」を「地域包括支援センター運営協議会」に改め、同項の表配置基準の欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとみなす。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

工事請負契約の締結について

コミュニティセンター下鶴間会館建替工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市鶴間二丁目16番20号 ハイツリッチB棟102号  
古木建設株式会社 大和営業所  
所長 藤 井 晃
- 3 契約金額 301,400,000円
- 4 工事場所 大和市下鶴間2880番地2

令和6年11月26日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

コミュニティセンター下鶴間会館建替工事（建築）を施工したい必要による。

## 議案第67号

### 指定管理者の指定について

大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）第2条に規定する大和市障害福祉センター松風園の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和市障害福祉センター松風園
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人大和しらかし会
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで  
令和6年11月26日提出

大和市長 古谷田 力

### 提案理由

大和市障害福祉センター松風園の指定管理者を指定したい必要による。

## 議案第68号

### 指定管理者の指定について

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）別表第1に規定する大和ゆとりの森の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 大和ゆとりの森
- 2 指定管理者の名称 やまとスポレク・パートナーズ
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで  
令和6年11月26日提出

大和市長 古谷田 力

### 提案理由

大和ゆとりの森の指定管理者を指定したい必要による。